下請代金支払遅延等防止法
（下請代金法）

守ってますか　下請代金法！

財団法人全国中小企業取引振興協会
（経済産業省・中小企業庁　下請取引改善委託事業）

下請代金法の概要

目　　的	・下請取引の公正化 ・下請事業者の利益保護
親事業者と下請事業者の定義	・取引の内容と資本金区分
親事業者の義務と禁止行為	・４つの義務 ・１１の禁止行為

下請代金法で規定する

親事業者とは？

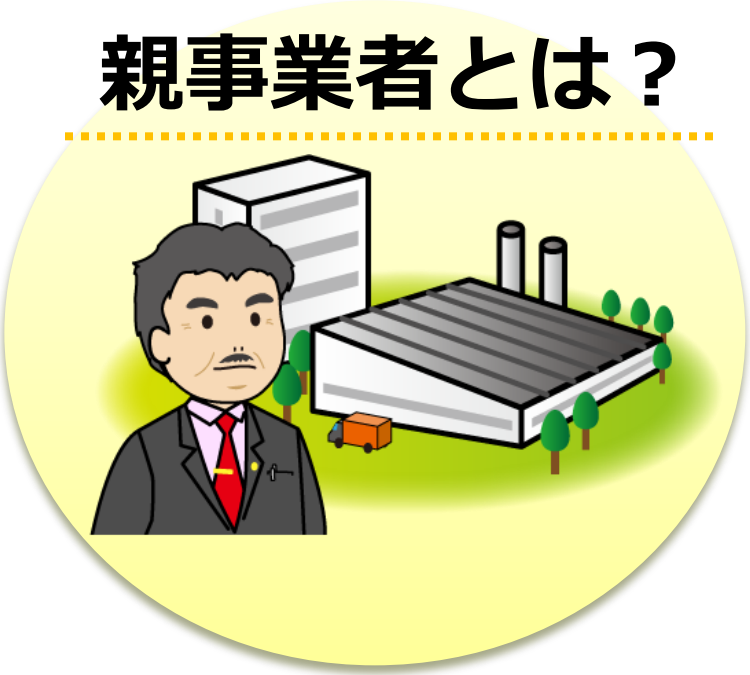

下請事業者とは？

A：取引内容＆資本金（３億円基準）

1 取引内容

・製造委託　　・修理委託
・情報成果物作成委託（プログラムの作成）
・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理）

2 資 本 金

親事業者

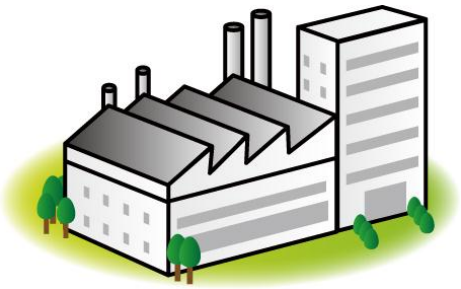

３億円超 → ３億円以下（個人事業者を含む）

３億円以下 １千万円超 → １千万円以下（個人事業者を含む）

下請事業者

B：取引内容＆資本金（5千万円基準）

1 取引内容

・情報成果物作成委託（広告の制作、デザイン、設計図など）
・役務提供委託（ビルメンテナンスなど）
・建設工事は対象外 → 建設業法

2 資 本 金

親事業者

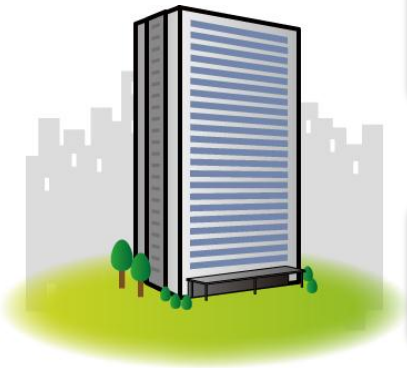

5千万円超 → 5千万円以下（個人事業者を含む）

5千万円以下 1千万円超 → 1千万円以下（個人事業者を含む）

下請事業者

トンネル会社の規制(みなし親事業者)

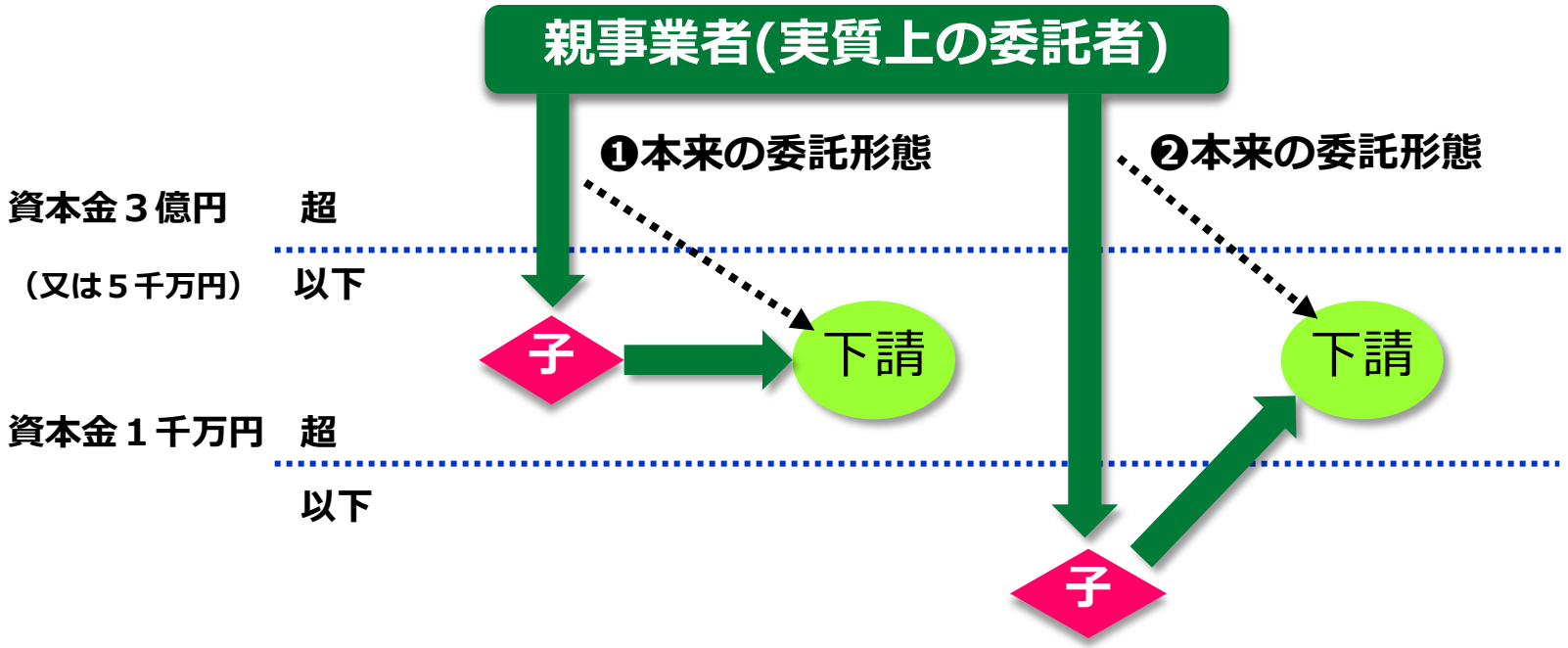

直接委託すれば下請代金法の対象となる場合、
以下の二つの要件を満たしてているとき　子　は親事業者とみなされる。

要件①
議決権が過半数あるなど、親会社が役員の任免、業務の執行等について、子会社を実質的に支配していること。

要件②
親会社から受けた委託の額又は量の５０％以上を再委託しているなど相当部分を他の事業者に再委託していること。

製造委託とは

**物品を販売、または製造を請け負っている事業者が、
他の事業者に物品の規格、
品質、形状デザイン、ブランドを指定して、
他の事業者に製造・加工を依頼すること**

★銘板、ラベル、取扱説明書、販売のための容器包装等も対象

★物品を製造するための原材料であっても、自社向けに加工をさせた場合は対象

★物品を製造するために用いる金型も対象

★規格品・標準品であっても、一部でも自社向けに加工させた場合やカタログ品でも汎用性が低く、下請事業者が委託を受けてから製造する場合は対象

製造委託とは

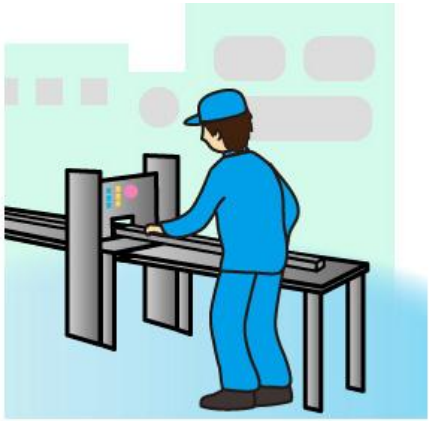

例えば

★自動車メーカーが自動車の部品の製造を部品メーカーに委託

★スーパーなどの大規模小売業者がプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託

★精密機械メーカーが、請け負った精密機械の部品の製造を部品メーカーに委託

★部品メーカーが製造を請け負った自動車部品のメッキ処理を表面処理業者に委託

★家電メーカーが、販売した家電製品の修理を行うために必要な専用部品の製造を部品メーカーに委託

★工作機械メーカーが、自社の工場で使用する工具を自社で製造している場合に、一部の工具の製造を他の工具メーカーに委託

修理委託とは

**物品の修理を請け負っている事業者が、
その修理を委託したり、
自社で使用する物品を自社で修理している場合に、
その一部を委託すること**

例えば

★**自動車のディーラーが、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託**

★**自社工場の設備を社内で修理しているメーカーが、
その設備の修理の作業の一部を委託**

情報成果物作成委託とは

情報成果物とは

- **プログラム**

  例：ゲームソフト、
  会計ソフト、
  家電製品の制御プログラムなど

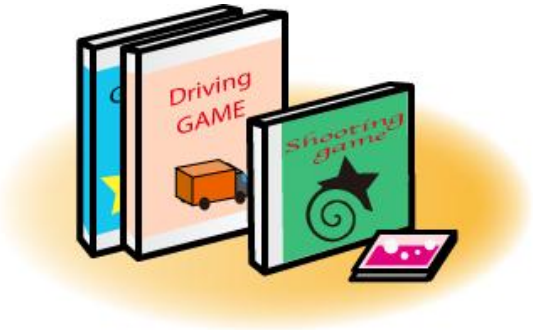

- **映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの**

  例：ラジオ番組、
  テレビＣＭ、
  映画、
  アニメーションなど

- **文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又は**
  これらと色彩の結合により構成されるもの

  例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、
  コンサルティングレポートなど

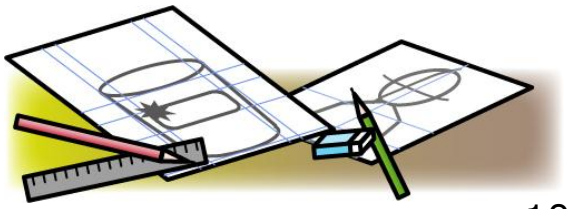

情報成果物作成委託とは

ソフトウェアなどの情報成果物の提供（作成を含む）を行う事業者が、他の事業者にその作成作業を委託すること

例えば

★ソフトウエア開発業者が、顧客等に販売又は有償提供するソフトウェアの作成を他の事業者に委託

★広告会社が、受注したＣＭの制作をCM制作会社に委託

★事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発をソフトウェア開発業者に委託

役務提供委託とは

役務の提供を行っている事業者が、
その役務の全部又は一部を他の事業者に委託すること

例えば

★貨物利用運送業者が、請け負った貨物運送のうち一部を他の運送業者に委託

★ソフトウェアの販売業者が当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを委託

下請代金法対象取引の類型関連表

製造委託	修理委託	情報成果物作成委託	役務提供委託
（類型１－１） **販売する物品の** 製造委託		（類型３－１） **他社に提供するための** 情報成果物作成委託	
（類型１－２） **受注した** **物品の**製造委託	（類型２－２） **受注した** **物品の**修理委託	（類型３－２） **受注した** **情報成果物の**作成委託	（類型４－１） **受注した** 役務提供の委託
（類型１－３） **修理に必要な部品** **等の**製造委託			
（類型１－４） **自家使用・自家消費** **物品の**製造委託	（類型２－２） **自家使用物品の** 修理委託	（類型３－３） **自家使用する** **情報成果物の**作成委託	

※赤枠内の委託類型については、自社で業としている場合のみ、対象となる。

親事業者の義務

１．書面の交付義務（法第３条）
２．書類の作成・保存義務（法第５条）
３．支払期日を定める義務（法第２条の２）
４．遅延利息の支払義務（法第４条の２）

１．書面の交付義務
２．書類の作成・保存義務

違反すると５０万円以下の罰金

書面の交付義務

発注内容を書面にして交付しましょう

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、
親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した
書面を交付しなければなりません。
記載すべき事項は、法令で具体的に定めています。

具体的記載事項とは

①親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）

②発注日

③給付の内容（発注内容）、知的財産権を譲渡させる場合はその旨記載

④納期（役務提供の場合は役務が提供される期日又は期間）

⑤納入場所

⑥検査をする場合は、その検査を完了する期日

⑦下請代金額（算定方式でも可）

⑧支払期日

---

⑨手形を交付する場合は、その手形の金額（支払い比率でも可）と満期

⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、金融機関からの貸付又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関に支払う期日

⑪電子記録債権で支払う場合は電子記録債権の額、満期日

⑫原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

発注書のサンプル

発注日

注　文　書

平成〇年〇月〇日

下請事業者名

＿＿＿＿＿＿殿

親事業者名　〇〇〇株式会社

品名及び規格･仕様等

発注内容

納入場所：〇〇事業部〇G

納　期	納入場所	検査完了期日
納期		納品後〇日

支払条件 ： 振込　納品毎月末締め翌月２０日支払

数量(単位)	単価(円)	代金(円)	支払期日	支払方法
		下請代金額		

〇 本注文書の金額は、消費税･地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額･地方消費税額分を加算して支払います。

消費税

発注書のサンプル　（共通事項がある場合）

注文書

○○株式会社　殿

平成○年○月○日
○○株式会社

品名及び規格・仕様等

注文品や作業の内容が十分に理解できるよう記入する。
著作権など知的財産権の譲渡・許諾を含んで発注する場合はその旨を明確に記載する。

納期	納入場所	下請代金額（円）
平成○年○月○日	弊社資材課	３００、０００円　※

・本注文書の金額は消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。
・**支払期日・方法等は現行「支払方法等について」によります。**

支払方法等の書面との関連付け

※下請代金の額を明確に記載する必要がある。なお、具体的な下請代金を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合は算定方法（例：工賃×所要時間数＋原材料費）による記載が認められている。

共通記載事項のサンプル

平成○年○月○日

○○株式会社　殿

○○株式会社

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、ご承諾ください。なお、ご承諾の場合は、ご連絡ください。

記

1．支払制度　納品毎月末日締切　翌月末日支払
2．支払方法　支払総額○円未満　現金　（支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が２日以内の場合には翌営業日に支払います。）
〃　○円以上　現金○%
手形○%　手形期間○日
一括決済方式○%（金融機関名、決済は支払期日から起算して○日目）
電子記録債権○%（決済は支払期日から起算して○日目）
3．検査完了期日　納品後○日
4．実　施　期　間　平成○年○月○日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間（新たな通知の実施期間の開始日の前日まで）

書類の作成・保存義務

取引記録を書類として作成し保存しましょう

下請取引が完了した場合、給付内容、
下請代金の額等取引に関する記録を書類として作成し、
２年間保存する義務があります。

なお、電磁的記録を作成し、保存することも認められています。

取引記録を書類として作成し保存する

【具体的作成・保存事項】

発注書、支払方法等の交付書面の控を保存
- ①下請事業者の名称
- ②発注日
- ③給付の内容（発注内容）
- ④納期

納品書等を保存
- ⑤受領日

検査記録等を保存
- ⑥検査した場合、検査完了日、検査結果、不合格品の取り扱い

変更通知等、下請との協議内容の書面を保存
- ⑦変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由

発注書、支払方法等の交付書面の控を保存
- ⑧下請代金額
- ⑨支払期日

以下は買掛明細等の経理関係書類でカバー
- ⑩下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪支払った下請代金の額、支払った日及び手段

取引記録を書類として作成し保存する

⑫手形を交付した場合は、手形の金額、交付した日、満期
⑬一括決済方式で支払うこととした場合は、
金融機関から貸付又は支払を受けることができるとした額、
期間の始期、親事業者が下請代金債権相当額等を金融機関に支払った日
⑭電子記録債権を支払い手段とした場合は、電子記録債権の額、
支払いを受けることができるとした期間の始期、支払期日
⑮原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、
決済した日、決済方法 → **有償支給伝票等を保存**
⑯下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、
その後の下請代金の残額
⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

※下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなければなりません。→ **支払通知等を保存**
また、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、
その変更後の下請代金の額及び変更した理由を記載しなければなりません。

支払期日を定める義務

発注した物品等を受領した日から起算して
６０日以内のできる限り短い期間内で
支払期日を定めましょう。

【支払制度】

下請代金を毎月特定の日に支払うこととされている場合の
具体的支払制度には、「納品締切制度」、「検収締切制度」
の２通りあります。

運用上、「受領後６０日以内」の規定は
『受領後２か月［大の月（３１日）、小の月（３０日）を問わない。］
以内』としています。

支払制度

①　納品締切制度と法定支払期日の関係例（納品月末締切翌月末支払）

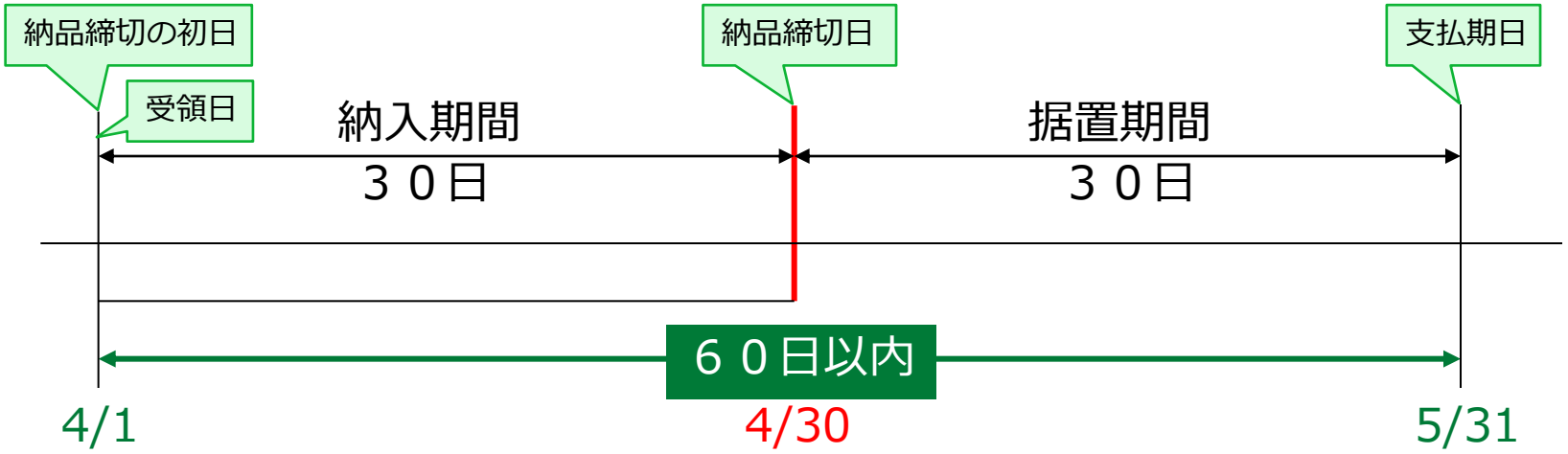

②　検収締切制度と法定支払期日の関係例（検収２０日締切翌月１５日支払）

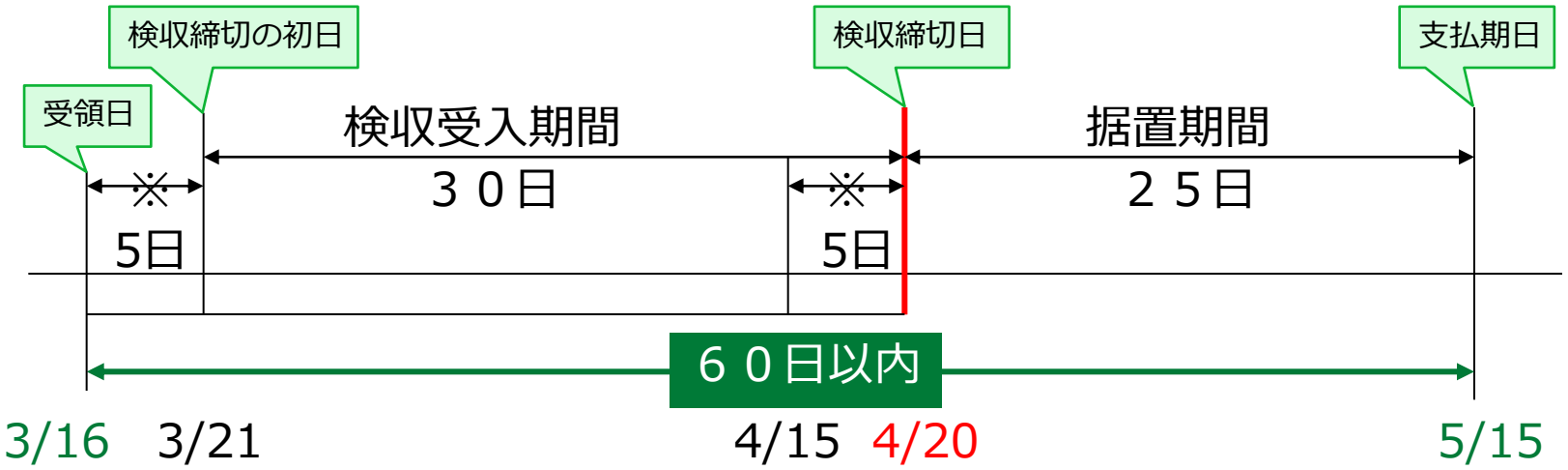

※検査期間（最長５日間とした場合）

遅延利息の支払義務

受領した日から起算して６０日を超えた日から
実際に支払うまでの期間について、
その日数に応じ遅延利息(年利１４．６％)を
支払う義務があります。

親事業者の遵守事項(禁止事項)

取引の公正化及び下請事業者の保護のため、
親事業者には１１項目の禁止事項が課せられています。

たとえ、下請事業者の了解を得ていたとしても、
また、親事業者に違法性の意識がなくても、
これらの規定に触れるときには、
本法に違反することになるので十分注意する必要があります。

違法行為が認められた場合には、公正取引委員会又は中小企業庁から、改善指導が行われます。
また、重大な違反行為が認められた場合には、
中小企業庁長官から公正取引委員会へ措置請求が行われます。
下請事業者が受ける不利益が重大であると認められた場合には、
公正取引委員会から勧告・公表されます。

買いたたきの禁止

親事業者は、単価を決定するときに、市価又は類似品等の価格に比べて著しく低い額を、下請事業者と十分協議することなく一方的に定めてはいけません。

該当するか否かは

① 不当に定めていないかどうかという対価の決定方法
② 対価が差別的であるかどうか等の決定内容
③ 著しく低いかどうかという価格水準
④ 給付に必要な原材料等の価格動向

を勘案して総合的に判断します。
具体的には、価格の決定に当たって、十分協議を尽くすことが重要。

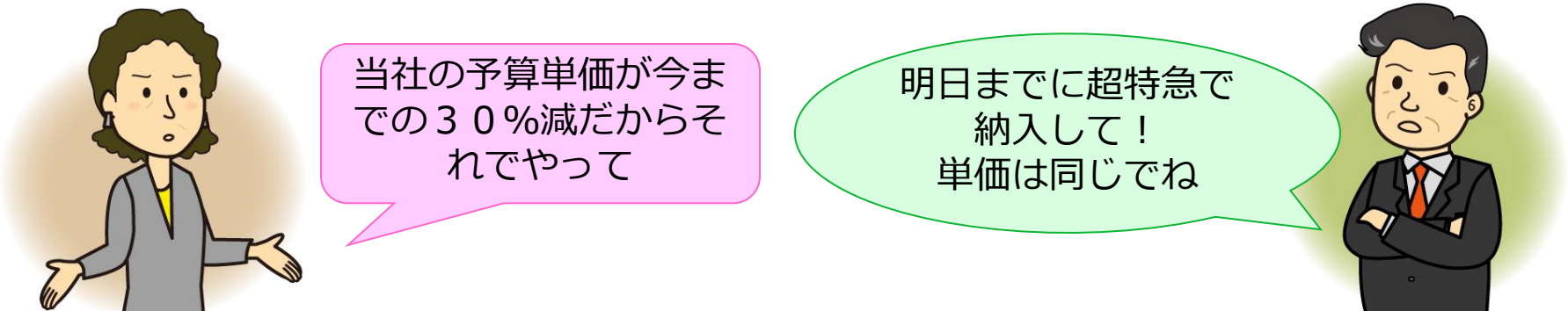

受領拒否の禁止

親事業者は下請事業者に責任がないときは、
発注した物品を受け取らないといけません。
正当な理由なく納期を延期することも受領拒否となります。

受領とは

下請事業者が納入したものを、検査の有無にかかわらず受け取ることをいい、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下におけば受領したことになります。

受領拒否できる場合とは

①注文と異なるもの又は瑕疵等があるものが納入された場合
②納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合

倉庫がいっぱいだから
納期を延期する

お客さんから発注取
り消しがあったから
要らない

返品の禁止

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取った後に返品してはいけません。
受入検査を行っていないのに不良品が見つかったとして返品することや、直ちに発見できない瑕疵であっても受領後６ヶ月を超えて返品することはできません。

【直ちに発見できない瑕疵の場合】
親事業者が一般消費者に対して６か月を超える品質保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長１年以内であれば返品は可能。

★返品できるのは、注文と異なるもの又は瑕疵等があるものが納入された場合のみです。

売れ行きが不振なので返品する

検査をしなかったけど工程で不良が見つかったから返品する

不当な給付内容の変更及び やり直しの禁止

下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取り消しや内容変更、やり直しをさせてはいけません。

給付内容の変更とは

受領前に、発注内容を変更し、
当初とは異なる作業を行わせることです。
発注の取り消しも該当します。

やり直しとは

受領後に、追加的な作業を行わせることです。

★「給付内容の変更」、「やり直し」をさせることが認められるのは、①下請事業者の要請により内容変更する場合、②注文内容と異なる又は瑕疵があるものの場合に限られます。

なお、「給付内容の変更」「やり直し」のために必要な費用を負担する等、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合は問題とはなりません。

不当な給付内容の変更及び やり直しの禁止

【直ちに発見できない瑕疵の場合】

物品の受領後１年以内ならやり直しをさせることは可能 。
親事業者がユーザーに対して１年を超えた瑕疵担保期間を定めている場合には、その期間の範囲内において下請事業者との契約に定める瑕疵担保期間内のやり直しは可能。

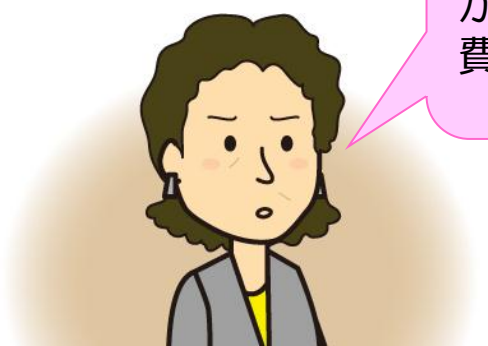

得意先からOKが出なかったからやり直し、費用はそっち持ちね

ユーザー保証の２年間を超え、下請事業者との瑕疵担保契約期間の３年まで無償でやり直しを求めた

下請代金の減額の禁止

下請事業者に責任がないのに、
発注時に決定した下請代金を発注後に減額してはいけません。
単価改定時の遡及適用、協賛金などの減額の名目、方法、金額の多少に関わらず、また、下請事業者との合意の有無を問わず
あらゆる減額行為が禁止されています。

★下請事業者に責任があるとして、下請代金から減額できるのは、
次の場合に限られます。

①下請事業者に責任があるとして、受領拒否又は返品した場合に、その物品代金を減じるとき
②受領拒否又は返品できるものを親事業者が自ら手直しした費用を減じるとき
③瑕疵の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合、
客観的にみて相当と認められる額を減じるとき

販促のため、
協力金を下請代金
から差し引く

合意がないのに振込
手数料を差し引く

下請代金の支払遅延の禁止

物品等の受領日(役務提供の場合は、役務が提供された日)から起算して６０日以内に定められた支払期日までに下請代金を支払わなければなりません。

★金融機関の休業日
金融機関の休業日による順延が認められるのは、順延する期間が２日以内である場合であって、あらかじめ親事業者と下請事業者の間で書面で合意しているとき

事務処理遅れや請求書の提出遅れにより、支払が受領後６０日超えてしまった

検査に時間がかり、翌月の納品・検収としたので、支払が翌々月になってしまった

顧客に販売した日を受領した日とみなす売上仕入れ取引を行っている

割引困難な手形の交付の禁止

下請代金を支払う際、一般の金融機関で
割引くことが困難な手形を交付して
下請事業者の利益を不当に害すると、
違反となります。

【現在の運用では】

手形期間が、繊維製品に係る下請取引においては９０日、その他の下請取引にあっては１２０日を超える長期の手形を割引困難な手形といいます。

有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

有償支給する原材料等で下請事業者が物品等を製造している場合に、物品の下請代金の支払日より早く、支給した原材料等の対価を支払わせたり、下請代金から控除（相殺）してはいけません。

【早期相殺にしないためには】

① 有償支給した原材料等を用いた給付に対する下請代金の支払期日に、当該給付に使用された有償支給材等の対価を控除する。

② 物品の加工期間を考慮して、有償支給材等の対価の相殺期間を下請代金の支払制度より長い期間にする。
（例えば、下請代金の支払制度が当月末締切翌月末支払であれば、有償支給材の相殺は当月末日締切翌々月末相殺とする等。）

購入・利用強制の禁止

正当な理由がないのに、
親事業者が指定する物の購入やサービスの利用を
強制させ、下請事業者の利益を不当に害してはいけません。
(自社商品の購入、保険、リース、インターネットプロバイダサービスの利用も対象)

不当な購入・利用強制に該当するおそれがある行為

①外注担当者等下請取引に影響を及ぼす者が下請事業者に対して、
　商品の購入や、サービスの利用を要請
②目標額等を示したり、応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して、
　購入・利用を要請 等

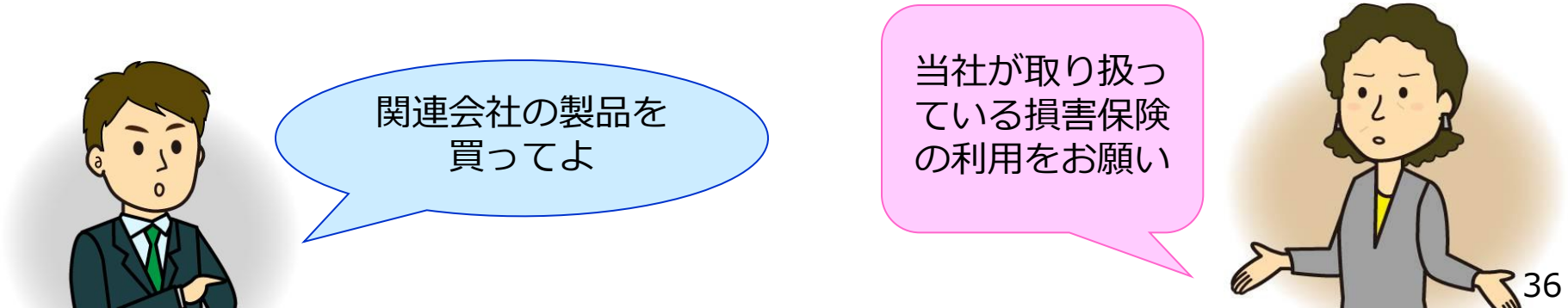

不当な経済上の利益の提供要請の禁止

自社のために、下請事業者に現金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させてはいけません。経済上の利益とは、協賛金や従業員の派遣などをいいます。

不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがある行為

①外注担当者等下請取引に影響を及ぼす者が下請事業者に対して、金銭や労働力の提供を要請

②目標額等を示したり、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して、金銭や労働力を要請 等

報復措置の禁止

禁止行為に該当する行為を親事業者が行った場合に、下請事業者がその事実を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、取引数量を削減したり、取引停止などの扱いをすると違反になります。

下請代金法の違反処理について

【公正取引委員会の例】

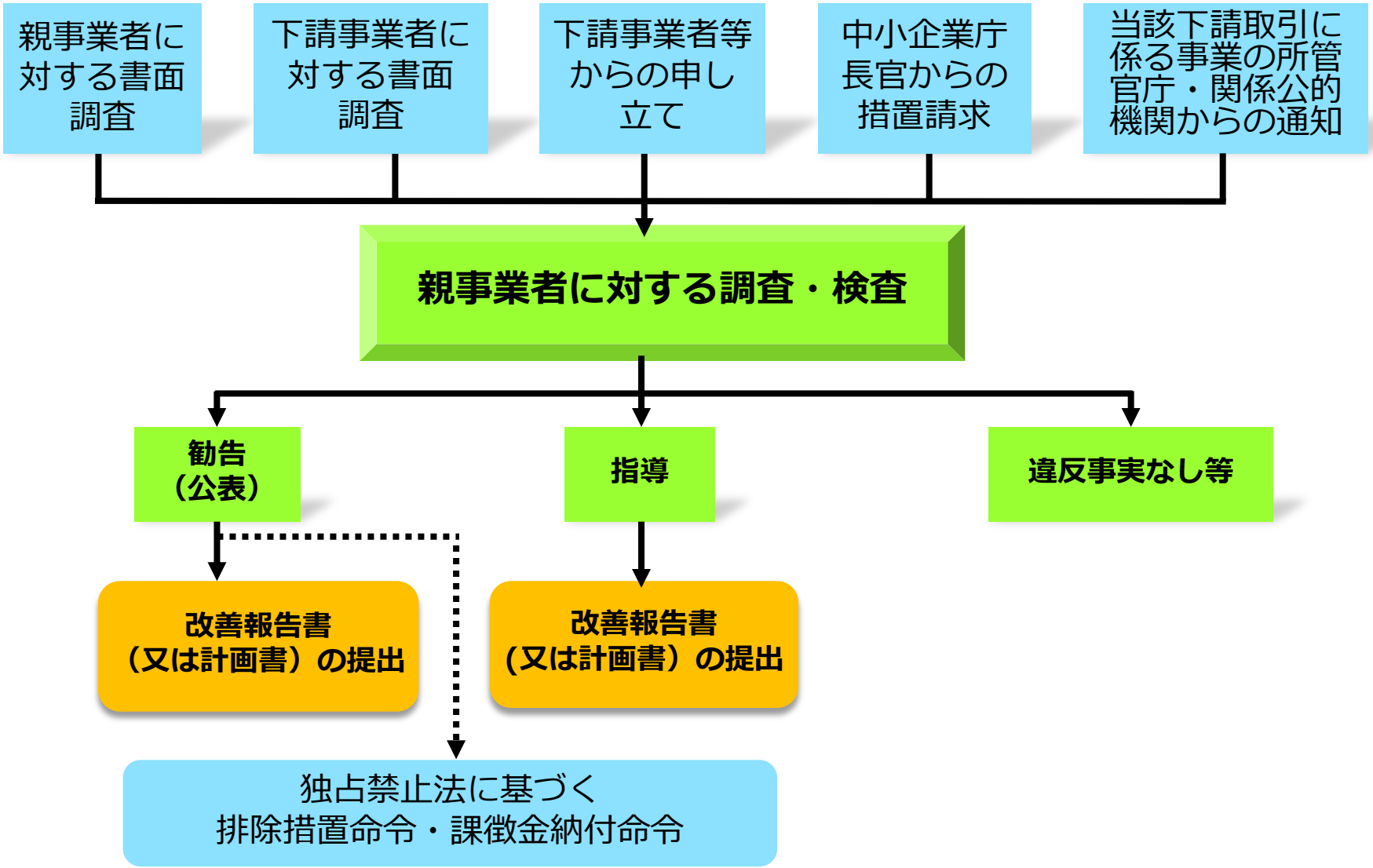

いつも守って　下請代金法！

了